

【諮問第 12 号】

昭和 58 年度用地買収並びに物件補償依頼書一部非公開の件

63 川公審第 25 号

昭和 63 年 7 月 16 日

川崎市長 伊 藤 三 郎 殿

川崎市公文書公開審査会

会 長 山 田 二 郎

公文書の閲覧の請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

昭和 62 年 3 月 5 日付け 61 川土用調第 884 号の 2 をもって諮問のありました「用地買収並びに物件補償（事業）依頼書（マイコンシティ用地）」（58 川土調第 529 号）一部非公開の件（諮問第 12 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

「用地買収並びに物件補償（事業）依頼書（マイコンシティ用地）」（58 川土用調第 529 号）の一部を非公開としたことは、妥当である。

2 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、昭和 62 年 2 月 10 日付けで不服申立人が行った「用地買収並びに物件補償（事業）依頼書（マイコンシティ用地）」（58 川土用調第 529 号）の閲覧請求に対し、川崎市長が、同年 2 月 25 日付けで川崎市情報公開条例（昭和 59 年川崎市条例第 3 号、以下「条例」という。）7 条 1 項 3 号イに該当するとして、一部非公開とした処分の取消しを求めるというものである。

3 請求公文書の内容及び非公開とした部分

(1) 請求公文書の内容

川崎市が公共事業に係る用地取得をする際の事務手続きに係る帳票である「用地買収並びに物件補償依頼書」及びこれに添付されている事業概要書、土地調書、公図、登記簿謄本、案内図、丈量図

(2) 非公開とした部分

上記の公文書のうち、「用地買収並びに物件補償依頼書」の中の土地取得希望単価及び土地取得希望金額が記載されている「記事及び支払計画欄」

4 不服申立人の主張要旨

不服申立人の主張要旨は、次のとおりである。

条例 7 条 1 項 3 号イ該当性について

実施機関は、本件請求に対する非公開理由として、条例 7 条 1 項 3 号イに該当するとしているが、同条項イは検査の計画、入札の予定価格、試験の問題、交渉の方針、争訟の処理方針等の市又は国が行う事務の情報であって、落札価格とは書かれていない。入札予定価格を知ろうとしているのではなく、落札価格を事後に教えてほしいということであり、条例 7 条 1 項 3 号イに該当しないと考える。

5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張要旨は、次のとおりである。

(1) 公共事業用地取得の手続き及び情報の内容について

川崎市の公共事業に係る用地を取得する場合は、本市の全体計画に従い各局が予算措置をした後、土木局長に取得依頼を行い、土木局が一括して取得することとなっている。請求のあった公文書は、この手続きに基づいて、経済局長がマイコンシティ事

業を行うための用地である栗木にある土地を、川崎市土地開発公社に先行取得させるよう土木局長あて依頼したものであり、当該公文書の取得に係る予算措置、すなわち、今回、非公開が妥当であると判断した土地取得希望単価、土地取得希望金額等が記載されているものである。

(2) 条例7条1項3号イ該当性について

これら土地取得希望単価、土地取得希望金額等は、この金額を前提として取得交渉を行うものであることから、これらの情報は、事務又は事業の性質上、本来、公開になじまない性質の情報である。仮に、これらを公開した場合、川崎市の用地取得に際しての交渉の方針ともいふべき取得予定価格を相手側に知らせることになり、交渉において、著しく不利となることは必然であり、また、反復継続される用地取得に係る事業に支障を生じ、ひいては、事務事業の公正又は適正な執行を妨げるおそれがあるものと判断した。

6 審査会の判断

本件依頼書は、川崎市経済局長がマイコンシティ開発推進事業を行うための用地である栗木にある土地を、川崎市土地開発公社に先行取得させるように川崎市土木局長あてに依頼した文書であり、本件公文書の非公開部分である「記事及び支払計画欄」には土地取得希望単価及び土地取得希望金額の記載のあることが認められる。

実施機関は、上記の非公開部分は条例7条1項3号イに該当すると主張するので、以下その当否について検討する。

条例7条1項3号イに掲げる情報は、公開に親しまない市政執行情報を例示しているものであるが、本件依頼書の非公開部分は、川崎市の用地買収の過程における内部の土地取得予定価格が記載されているものであり、まさに用地買収の「交渉の方針」に関する市政執行情報に該当するものであるといえる。

そして、これらの土地取得予定価格等の用地買収の「交渉の方針」に関する市政執行情報は、すでに、当該用地の買収が完了しているとしても、将来、川崎市の用地買収が反復継続されることが予想される以上、公開することにより、今後の用地取得に係る事業に支障が生じ、事務事業の適正な執行を妨げるおそれがあるものと考えられる。

従って、本件依頼書のうち「記事及び支払計画欄」の部分を非公開としたことは、妥当であると考えられる。

なお、不服申立人は、本件依頼書の中の落札価格の記載の公開を求めているようであるが、本件依頼書の非公開部分には前述のとおり土地取得希望単価及び土地取得希望金額が記載されているだけで落札価格の記載はないので、不服申立人の主張は失当である。